

平成 27 年度 都市税制改正に関する意見

ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、その税収の 7 割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

軽自動車税（二輪車）の標準税率の引上げ

二輪車に係る軽自動車税の標準税率の引上げについては、既に条例改正を行い、準備を進めているところであり、改正地方税法の規定のとおり、平成 27 年度から確実に実行できるよう、更なる見直しは行わないこと。

償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持

固定資産税は、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続きその安定的確保を図ること。

とりわけ償却資産に対する課税については、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

平成 26 年 12 月

全国市長会

市町村の税財源の堅持（要望）

ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税収の約7割が市町村へ
ゴルフ場利用税交付金

354億円

- ・所在市町村、特に過疎団体にとっては、極めて重要な財源。
- ・この税収は、ゴルフ場へのアクセス等周辺道路の整備・維持管理等に使われている。

軽自動車税の標準税率の引上げ

市区町村における軽自動車税の税率の
条例改正状況

平成26年11月末時点で、1,741団体中、
1,711団体（98.3%）が条例改正済み。



平成27年度から確実な実施を！

償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持

償却資産課税のうち機械及び装置

約5,400億円

- ・市町村の基幹税に手をつけることには、断固反対。
- ・償却資産課税の縮減により、市町村は独自の中小企業対策等を実施できなくなる。

市町村財政に甚大な影響 ⇒ 住民サービスの提供に支障を来たす！！

○ゴルフ場利用税交付金（平成24年度決算額）

（道内市町村） 12.5億円

○償却資産課税（平成24年度決算額）

（道内市町村）

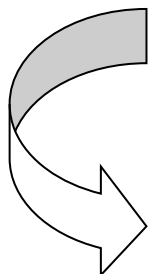
市町村税 6,783億円

うち固定資産税 2,731億円（40.1%）

①土地 698億円（10.3%）

②家屋 1,531億円（22.6%）

③償却資産 502億円（7.4%）



うち機械及び装置 ▲164億円 ※

※償却資産の機械及び装置の減収見込み額について

「平成24年度固定資産の価格等の概要調書」の「償却資産の価格等に関する調」における償却資産（機械及び装置）の課税標準額に1.4%を乗じて算定。